

5 管内酪農場の飼養衛生管理基準遵守向上にむけた取組

西部家畜保健衛生所 ○河本 悟 山岡善恵

1. はじめに

家畜伝染病予防法の改正によって飼養衛生管理基準が強化されて2年が経過した。これまで当家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）では、畜種別に様々な機会において啓発等を行うとともに、農場訪問時に必要に応じて助言指導を行ってきた。同時に、県内酪農団体が遵守に向けた取組みを開始し、全組合員に対して立入禁止看板の配布や来場者記録簿と保管ボックスの設置などを推進している。しかし、現時点での遵守状況は今一步という感触であったため、平成25年度は、酪農場に対して、他家保等と連携しながら新たな取組みを行ったところ若干の改善が見られたのでその概要を紹介する。

2. 現状

飼養衛生管理基準遵守状況の確認は、国の強化通知に基づく立ち入り検査を行っており、平成24年度の結果は、76戸中、64戸でなんらかの改善指導を行う必要があった。主な内容は、車両消毒設備、踏込消毒槽の設置、入場制限、物品消毒及び野生動物対策であった。一方で、日常の健康観察など従来から当たり前の作業として位置づけられている事項や団体が推進している立入禁止看板の設置、来場者記録の記帳・保管などは概ね良好であった。

3. 基準遵守の判断基準

飼養衛生管理基準の各項目（牛22項目）の遵守確認は、複数の家畜防疫員が実施しているが、可否の判断は国が作成した「飼養衛生管理基準の改正に関するQ&A」のみで、これ以外の判断は各家畜防疫員に委ねられているのが現状である。しかし、中長期的にみると、県内の家畜防疫員の中で一定の判断基準について共通認識を持っておく必要性を確認したため、平成25年3月から家保、普及所、酪農団体及び動薬業者など関係者で「判断しやすいチェックシート」の作成・検討を行い、同年8月以降の立ち入り検査で活用して行くこととした。

(1) チェックシートの概要

国の強化通知に基づくチェック項目は、年々進化（項目増）しているものの、一文の記述のなかに複数の基準が記載されているため、項目としての判断が難しいと感じていた。今回作製したチェックシートは、22項目を細分化し、より具体的な表現を69項目設定した。

(2) 立入検査結果

作製したチェックシートを用い、平成2

表-1 立入検査結果

■ほぼ出来ている項目	遵守率	■改善必要な項目	遵守率
◇特定症状の理解(43)	100%	◇野鳥・野生動物対策(28)	36%
◇通報先の把握	100%	◇導入牛の隔離を行っている(57)	38%
◇水源の措置(32-33)	100%	◇踏込消毒槽(14)	40%
◇通報後の規制(45)	100%	◇消石灰帯の設置(12)	45%
◇かかりつけ獣医師(46)	100%	◇導入牛隔離スペース(56)	49%
◇牛の健康観察(51-54)	100%	◇牛の健康観察結果の記録(55)	52%
◇衛生管理区域設定(6)	98%	◇他農場で使用した物品把握(21)	65%
◇看板設置(10)	98%		
◇埋却地確保検討(62)	98%	■独自項目で低かった項目	遵守率
◇飼槽等清掃(25)	98%	◇農場平面図の掲示(7)	3%
◇来場者記録(63)	97%	◇管理区域境界の明確化(9)	17%
◇牛舎清掃消毒(38)	95%	◇来場者の他農場訪問把握(19)	24%
◇出荷移動記録(67-68)	90%	◇国・家保HP閲覧(3)	34%
◇個体毎交換(37)	90%	◇車両消毒の把握(13)	39%
◇診療記録簿(69)	81%	◇来場者消毒把握(17)	48%

※カッコ内数値：チェックシート項目番号

5年8月に管内酪農場70戸の立入検査を実施した結果、特定症状の理解、通報先、通報後の規制、水源の措置、健康観察などは概ね遵守されていたが、導入牛の隔離、踏込消毒槽設置など、改善が必要な項目も多数確認した（表-1）。

(3) 重点指導・啓発

今回の結果を踏まえ、「侵入防止とまん延防止」という観点から、車両消毒設備と踏込消毒槽の設置と農場に出入りするヒトやモノの把握方法について、重点的に指導・啓発していくこととした。

ア 消毒薬の選択 農場主は消毒の必要性は理解しているものの、手間がかかるという理由で継続した対応が不十分であった。立入検査時に現状を確認したところ、消毒設備は、ほとんどが消石灰、踏み込み消毒槽は逆性石鹼や塩素系など様々な状況であった。また、これまで口蹄疫対策で配布してきた炭酸ソーダは、それ自体には効果があるものの通常接する機会が多いと思われる病原体には効果が期待できず、取り扱いも、溶解困難、吸湿性など煩雑な点があった。また、従来啓発してきた一般的な消毒薬も動物用医薬品販売業者から入手できるものの、環境温度によって濃度を考慮する必要があるとしたり、有機物の混入で効果が激減すること及びコスト面などから複数の製品成分を啓発することは難しい一面もあった。

原点に帰り、家伝法に規定される踏み込み消毒槽などに使用する消毒薬の種類を見ると、おおよその病原体を網羅するのは「10%消石灰液」であり、本剤は有機物の混入した場合でも効果が持続するため頻回交換という手間は省ける。また、近隣のホームセンターでも安価で入手可能である。よって、8月以降は農場出入口と踏込消毒槽に消石灰を使用するよう啓発することとした。

イ 来場者記録 来場者記録の記載内容は、来場者氏名、来場目的、入場する際の消毒実施の有無及び海外渡航歴について記載できる様式である（表-3：来場者記録様式）。農場主は来場者事に対応できることは限らないため、定期的に記録を確認することで、来場者の状況を把握できることや、用紙を切らす事がないよう、改めて啓発することとした。

ウ 啓発方法 当家保においては、近隣諸国の口蹄疫の状況や管内で発生している疾病情報を中心に、主に酪農場向けに「家畜衛生情報」を配布している。これは、飼養衛生管理基準の第一に、農場主は最新の家畜衛生情報を収集する義務が課されているものの、すべての農場においてファクシミリやインターネット環境があるものでもないため、情報を提供する側の家保の役割に責任を持つと

表-2 踏込消毒の薬剤

家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水痘性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反強弩疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水痘	踏込消毒槽 その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液（10%） 2 陽性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
出血性敗血症、ブルセラ病、ヨーネ病、鼻疽、家きんコレラ、家きんサルモネラ感染症		次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液（10%） 2 陽性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 3 逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
炭疽		ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）
結核病		次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液（10%） 2 陽性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
牛肺疫、アナプラズマ病		次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液（10%） 2 陽性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 3 逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）

表-3 来場者記録様式

来場日時	来場者氏名	性別	年齢	職業	来場目的	消毒実施の有無	海外渡航歴	備考
2023.08.01	田中 太郎	男	45	酪農	牛舎見学	○	なし	
2023.08.02	山田 花子	女	30	獣医師	相談	○	あり	
2023.08.03	佐藤 一郎	男	55	農業者	取引	○	なし	
2023.08.04	鈴木 美穂	女	25	学生	実習	○	なし	
2023.08.05	高橋 健太	男	35	農業者	取引	○	あり	
2023.08.06	中村 由紀	女	40	農業者	取引	○	なし	
2023.08.07	渡辺 隆夫	男	60	農業者	取引	○	なし	
2023.08.08	小林 千鶴	女	38	農業者	取引	○	あり	
2023.08.09	藤村 大輔	男	28	学生	実習	○	なし	
2023.08.10	松本 真由	女	32	農業者	取引	○	なし	
2023.08.11	伊藤 浩二	男	50	農業者	取引	○	あり	
2023.08.12	清水 舞	女	22	学生	実習	○	なし	
2023.08.13	山口 健一	男	48	農業者	取引	○	なし	
2023.08.14	石川 美咲	女	27	学生	実習	○	なし	
2023.08.15	木村 隆志	男	52	農業者	取引	○	あり	
2023.08.16	佐々木 千尋	女	35	農業者	取引	○	なし	
2023.08.17	村上 大樹	男	30	学生	実習	○	なし	
2023.08.18	高木 真由美	女	33	農業者	取引	○	あり	
2023.08.19	山崎 浩平	男	42	農業者	取引	○	なし	
2023.08.20	水野 美穂	女	29	学生	実習	○	なし	
2023.08.21	山口 健一	男	48	農業者	取引	○	あり	
2023.08.22	石川 美咲	女	27	学生	実習	○	なし	
2023.08.23	木村 隆志	男	52	農業者	取引	○	あり	
2023.08.24	佐々木 千尋	女	35	農業者	取引	○	なし	
2023.08.25	村上 大樹	男	30	学生	実習	○	なし	
2023.08.26	高木 真由美	女	33	農業者	取引	○	あり	
2023.08.27	山崎 浩平	男	42	農業者	取引	○	なし	
2023.08.28	水野 美穂	女	29	学生	実習	○	なし	
2023.08.29	山口 健一	男	48	農業者	取引	○	あり	
2023.08.30	石川 美咲	女	27	学生	実習	○	なし	

いう意味で原則、毎月発行しており、本広報に、重点指導・啓発項目を掲載した。また、これまで、飼養衛生管理基準に係る農場への指導啓発は主に農場主に対してのみであったが、その農場に従事する家族や従業員に対しても可能な限り理解を得るよう、酪農青年部や女性部の研修会で啓発を行った。一方、各農場における遵守状況について、チェックシートの評価を数値化し個別に還元した。一部の地域において、地区連絡会で還元したところ、農場主の間で「おまえの点はどうだ?」「あ?、負けた?」「うちは低いな」など、競争意識が働いていると感じる反応があった。

(4) 重点指導・啓発の効果

同年12月に8月に続き立入検査を行った。ただし、今回の立入検査項目は、この間に重点指導・啓発に取り組んだ項目(69項目中33項目)に絞って行った。

わずか4ヶ月という短期間であったが、来場者の消毒実施状況や海外渡航歴の把握など、来場者記録の定期的な確認が実施される傾向にあった。また、農場出入口の消毒設備や踏込消毒槽の設置も、若干の改善を確認した(表-4)。

(5) 現状分析

飼養衛生管理基準の遵守の現状について、飼養規模、飼養者の年代別及び地区別の傾向を数値化したところ、規模別では、規模が大きい農場、飼養者の年代別では若い年代ほど、遵守率が高い傾向であり、また、地区別では、地区間に差を認めたが、これは各地区の飼養者の平均年齢との関連であると思われる。

4. まとめ

現行の飼養衛生管理基準は、一昔前までは飼養者が「やったほうがいい」という位置づけであったものが、義務として課せられ、平成23年の改正で、より強化されたものであるが、今年度の立入検査において、十分な対応ができていない現状が改めて明らかになった。現在、国による海外からの進入防止対策が継続的に取り組まれており、リスク低減にはなっているものの、最後の砦はやはり農場入口である。家保としては、発生予防や蔓延防止という観点で、農場出入口の消毒及び畜舎出入口への踏込消毒槽の設置を常に指導しているが、農場によって温度差が見られ、全体として十分な遵守状況ではない。

今回、飼養衛生管理基準を69項目にまで細分化し、個々の状況を細かく把握できたことから、今後は、従来どおり全体への対応も必要であるが、より綿密な個別指導を推進して行く必要がある。また、各農場への対応は当然であるが、それをより推進するためには、地域全体の意識向上も必要である。また、飼養者から獣医師等へ「消毒実施のお願い(指示)」などは実際できないという実態があることから、家保から啓発していくことも重要であり、定期的に周知徹底を図るべきである。家保の取組についても、今回作成したチェックシートの見直し等、これまでの取組を振り返りながら、より向上するための方策を常に考えておかなければならない。

表-4 改善状況

改善必要な項目	8月	12月	改善ポイント
◇野鳥・野生動物対策(28)	36%	37%	1%(→)
◇導入牛の隔離を行っている(57)	38%		
◇踏込消毒槽(14)	40%	81%	41%(↑)
◇消石灰帯の設置(12)	45%	46%	1%(→)
◇導入牛隔離スペース(56)	49%		
◇牛の健康観察結果の記録(55)	52%		
◇他農場で使用した物品把握(21)	65%	75%	10%(↑)
独自項目で低かった項目	8月	12月	改善ポイント
◇農場平面図の掲示(7)	3%	3%	0%(→)
◇管理区域境界の明確化(9)	17%	18%	1%(→)
◇来場者の他農場訪問把握(19)	24%	72%	48%(↑)
◇国・家保HP閲覧(3)	34%	37%	3%(→)
◇車両消毒の把握(13)	39%	61%	22%(↑)
◇来場者消毒把握(17)	48%	74%	26%(↑)

カッコ内数値：チェックシート項目

最後に、飼養衛生管理基準に係る指導等は、家保が主体となって行うものであるが、やはり関係機関との連携が必須である。今後も関係者、関係機関への情報提供、意識啓発なども含めた連携を強化し、それぞれ、あるいは、共同で農場に接して行かなければならない。現在、全体の遵守率は72%であるが、近い将来、「やるのは当然」という意識が定着するよう、試行錯誤しながら取り組んでいきたいと考えている。